

〔事案 2023-207〕 転換契約取消請求

・令和 6 年 6 月 17 日 和解成立

<事案の概要>

募集人の説明不十分を理由に、転換の取消しを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 3 年 4 月に契約された終身保険（契約①）は、平成 8 年 8 月に終身保険（契約②）に転換され、契約②は平成 20 年 3 月に積立保険（契約③）に転換された。その後、契約③は、平成 28 年 7 月に組立型保険（契約④）に転換されたが、契約④は、令和 3 年 2 月に保障見直し（見直し①）され、さらに、令和 5 年 2 月に見直し申込み（見直し②）されたが、見直し②が成立する前に解約した。以下の理由により、これらの契約を取り消してほしい。

- (1) 契約①②について、自分は募集人とは一度も会ったことはなく、これらの申込みは自分の母が自分に無断で行ったものである。本人の申込みもなく、被保険者の同意もないまま手続を進めた保険会社の対応には問題がある。
- (2) 契約③について、自分は契約時、北海道に居住していたため、募集人とは会っていない。自分は、保険会社の北海道支店の担当者と面談して契約③の申込書に署名したが、設計書等の資料は交付されておらず説明もされていない。
- (3) 契約④について、募集人に既契約内容の説明を希望したところ、契約④を既契約であるとして説明され、契約③を継続するための住所変更等の手続を行っただけのつもりであったが、後で確認したところ、身に覚えのない特約が付されていることが判明した。募集人から提示された設計書には転換比較表がなく、契約③の内容を変更するという説明を受けていない。
- (4) 見直し①について、募集人から設計書等による説明をされていない。後で確認したところ、身に覚えのない特約が付されていることが判明した。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 募集人は、契約①②について、設計書を作成の上、申立人に提案を行っている。申込書の筆跡を見る限り、申立人本人の署名でないとは言えない。
- (2) 契約③について、募集人は、平成 20 年 2 月、申立人宅を訪問し、設計書および転換比較表を使用して契約内容の説明をしている。
- (3) 契約④について、契約③の特約更新時期が近付いたため、募集人は、平成 27 年 6 月、契約③の転換を案内することとし、申立人宅を訪問し、設計書および転換比較表を使用して契約③との異なる点を含めて説明を行っている。
- (4) 見直し①について、募集人は、がん入院に関する保障を充実させたプランの案内をするため、設計書を作成の上、保障見直しの説明を行っている。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、各契約時の説明状況を確認するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、募集人の説明不十分は認められないが、以下の理由により、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、手続を終了した。

- (1) 申立人の事情聴取の結果および申込書の筆跡等から、契約①②の申込手続において、契約者本人に対する契約内容の説明が行われていることが認められず、加えて、契約申込手続も申立人ではなく、申立人の母が行っている可能性が高いと考えられる。
- (2) 募集人の事情聴取の結果によれば、契約④の契約手続の際の設計書の説明が十分にされていることをうかがうことはできなかった。
- (3) 見直し①については不明であるものの、見直し②については、募集人が申立人に対して設計書を交付せず、申込書のみで説明で手続をしていることが認められた。